

# 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案について

平成 16 年 2 月  
内閣府政策統括官(防災担当)

## 1 法律案の背景

- (1) 平成 10 年に議員立法で成立した「被災者生活再建支援法」は、全壊世帯に最高 100 万円（家財道具の調達等に要する経費）を支援するもの。
- (2) 同法附則で「住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援のあり方」について検討を行い、必要な措置を講ずることと規定されているほか、附帯決議においても「法施行後 5 年を目途として総合的な検討を加え、必要な措置を講ずる」こととされている。
- (3) 安定した居住の確保は、被災者の生活再建を支援する上で最重要課題の一つ。全国知事会は、都道府県が平成 16 年度に 300 億円の拠出をすることを前提に、居住安定確保に係る支援制度創設を要望。
- (4) 平成 16 年度政府予算案において、現行の支援金に加え、住宅再建等に要する経費について最高 200 万円の支援を行う居住安定支援制度を創設することが認められた。

## 2 法律案の概要

**支援金支給限度額を 100 万円から 300 万円に引き上げる**

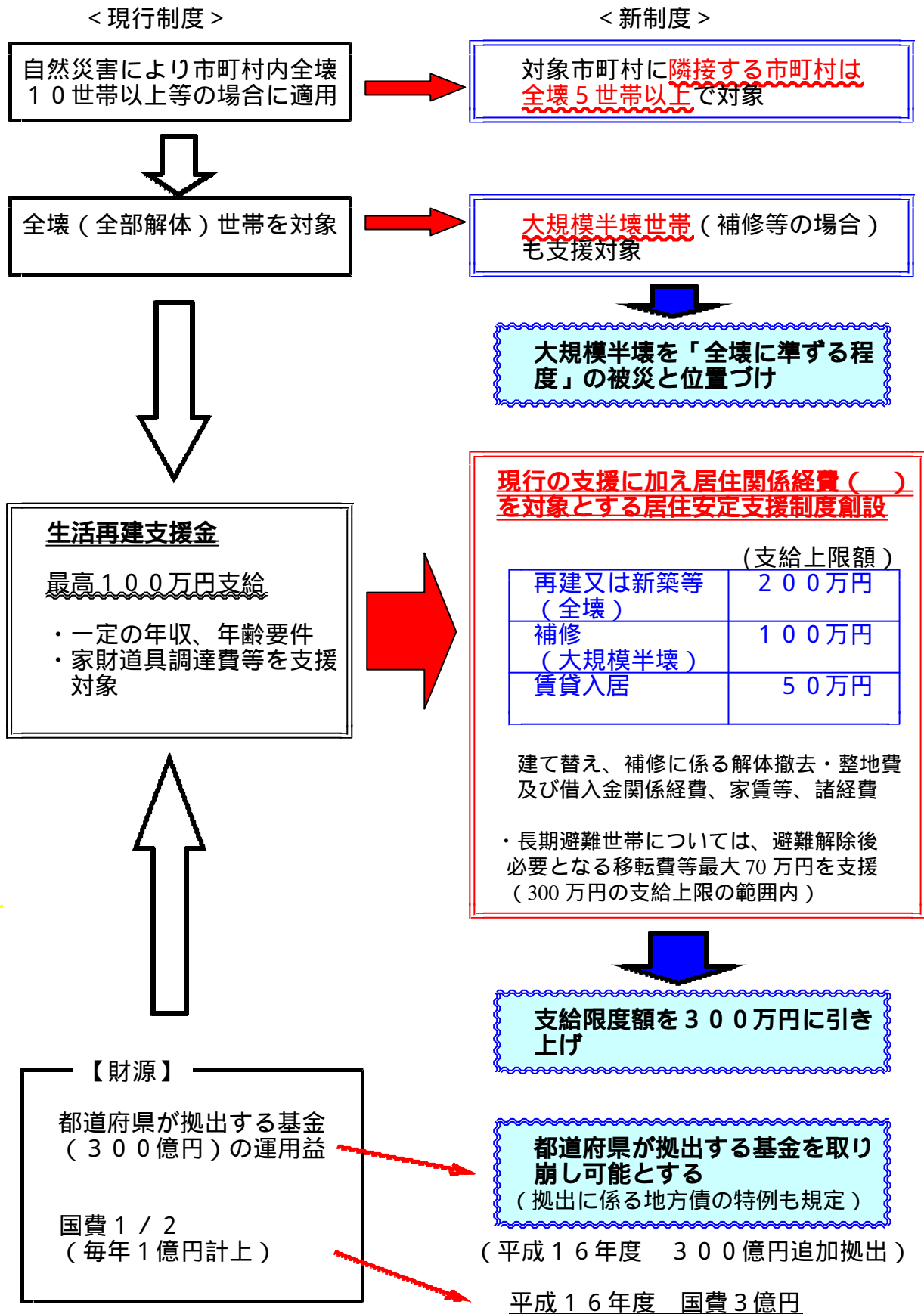
**都道府県が拠出した運用資金を、取り崩し可能なものとする**  
(併せて、拠出に係る地方債の特例措置も創設)

等の所要の改正を行う。

予算関連法案  
閣議決定 平成 16 年 2 月 3 日

## 制度拡充の内容

の部分が法律事項（他の改正内容も、平成16年度予算案と一体として決定）



## 居住安定支援に係る経緯

### H7.10 兵庫県、「住宅再建に関する共済制度」提案

【住宅所有者が掛金（固定資産税同時徴収）全壊 1700 万円】

### H10.5 被災者生活再建支援法成立（自、さ、民、公、由、社民共同提案）

【附則】 住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援のあり方について総合的な見地から検討

【附帯決議】 法施行後 5 年を目途として総合的な検討を加え、必要な措置を講ずる

### H12.10 市長会・町村会が、共済方式による住宅再建支援（拠出金を固定資産税と同時徴収）に対する反対意見

### H12.10 鳥取県西部地震 県が住宅建設 300 万円、補修 150 万円支給

### H12.12 国土庁「被災者住宅再建支援検討委員会」（委員長：廣井東大教授）報告書 【2 年かけて検討、明確な結論を得られず】

### H14.6 「自然災害から国民を守る国会議員の会」（原田、相沢、谷、滝議員等）全額公費による「被災者住宅再建支援法骨子案」 【全壊 750 万円支給 H15.7 の案では 500 万円とする】

### H14.7 中央防災会議報告「防災体制の強化に対する提言」（専門調査会）

行政としては、住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居等に係る負担軽減などを含めた総合的な居住確保を支援していくことが重要。国は、現行の支援に加えて、安定した居住の確保のための支援策を講じるべきである。

### H15.7 全国知事会議「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」

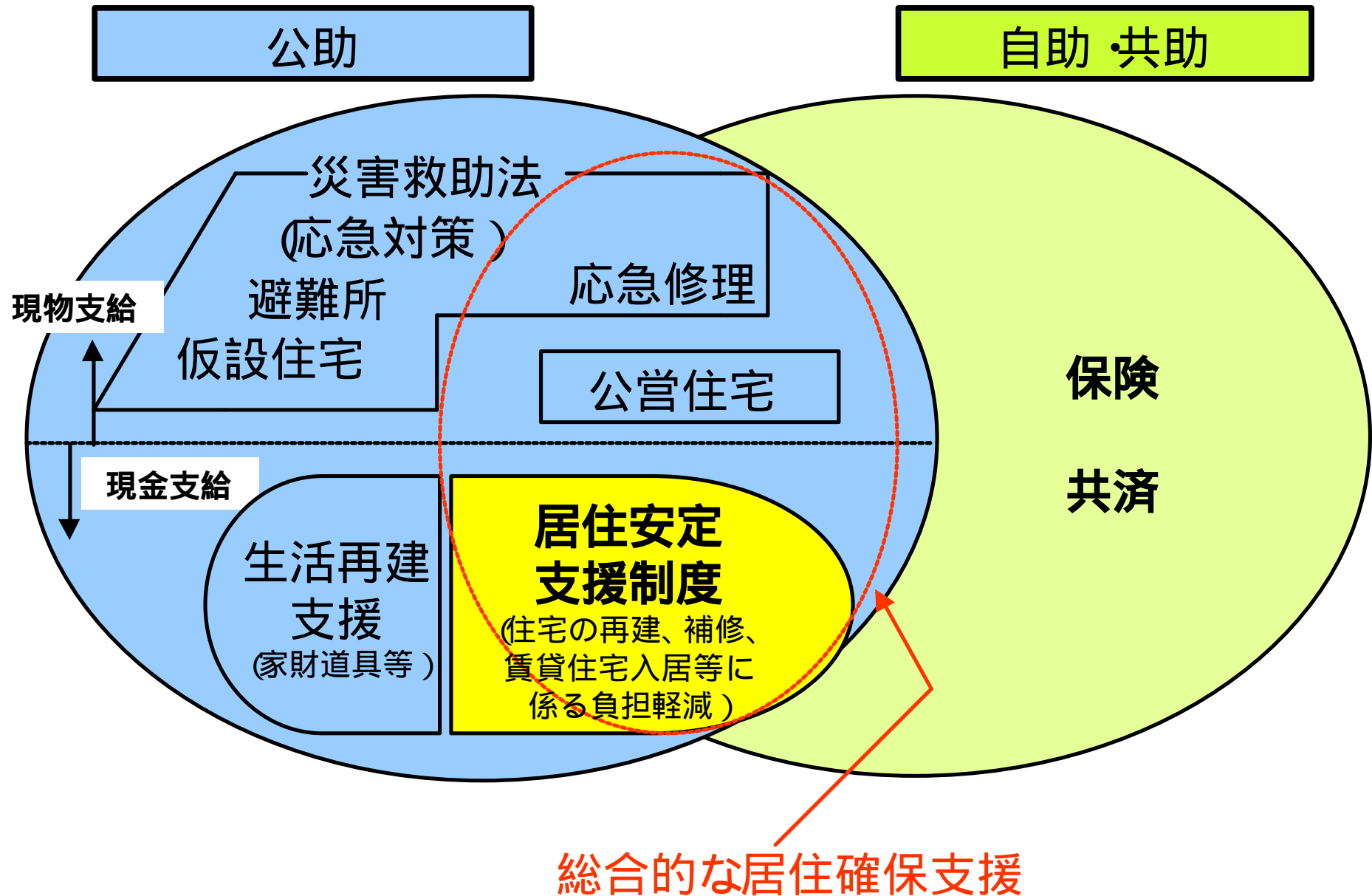
### H15.10 全国知事会議「住宅再建支援制度の創設に伴う運営資金の拠出に関する申し合わせ」

【300 億円を新たに拠出、全壊・再建世帯に 200 万円を支給する等】

### H15.12 平成 16 年度政府予算案において、居住安定支援制度創設を含めた被災者生活再建支援制度拡充が認められる

【大臣折衝の結果、制度拡充について合意：国費 3 億円計上】

# 居住安定支援制度創設 (被災者生活再建支援制度の拡充)



## 被災者生活再建支援制度の拡充について

### 平成 16 年度予算額

被災者生活再建支援金補助金 300,000 千円

### 居住安定支援制度の創設

被災者の居住の安定の確保による自立した生活の再建を支援するため、現行の被災者生活再建支援制度に加え、同制度を拡充する形で、下記の通り新たに居住安定支援制度を創設する。

#### ( 1 ) 支援金支給上限額

自宅が全壊（または全部解体）した世帯が、自宅再建又は新築等をする場合	200 万円
自宅が半壊した世帯のうち、損壊等の程度が大規模（大規模半壊）である世帯が、自宅の補修をする場合	100 万円
居住する住宅が全壊または大規模半壊した世帯が、賃貸住宅（公営住宅を除く）に入居する場合	50 万円

- 1 他の都道府県へ移転する場合は、対応する限度額の 1 / 2 とする。
- 2 大規模半壊世帯または従前賃貸住宅入居世帯が自宅を新築等する場合は 100 万円とする。
- 3 現行制度と同様、収入 500 万円超の対象世帯については、上記の支給限度額の 1 / 2、単数世帯は複数世帯の 3 / 4 の額を限度とする。

## ( 2 ) 支援対象経費

以下の居住関係経費を特別経費として認める。いずれも、原則として発災後3年以内(家賃等のみ2年以内)に支出される経費を対象とする。

被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る解体及び整地に要する経費(実際に要する費用の70%を超えない範囲)

被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の借入金関係経費

- ・ ローン利子(借入金の利子で、借入利率のうち、1%を超え3.5%以下の部分の利率に相当する利子を対象とする)
- ・ ローン保証料

被災世帯が住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃等(月額2万円を超える部分を対象とし、発災後2年以内に限る)

被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費

- ・ 建築確認・完了検査等申請料
- ・ 表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用
- ・ 仲介手数料
- ・ 水道加入分担金

なお、支援金の支給にあたって、被災世帯が円滑に支給を受けられるよう、運用上十分配慮するものとする。

## 生活再建支援制度に係るその他の拡充

### ( 1 ) 対象自然災害要件の緩和

法適用自然災害の対象となる市町村に隣接する市町村（人口10万人未満のものに限る）において、当該自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した場合、その隣接する市町村についても法の適用を行うこととする。

### ( 2 ) 長期避難世帯特例

避難指示等が解除されないまま通算3年以上経過した場合であって、当該避難指示等が解除された後2年以内に、従前居住していた市町村内に居住する世帯に対し、必要となる移転費、物品購入・補修に必要な経費を、70万円を上限とし特別経費として認める。

### ( 3 ) その他

大規模半壊世帯に対しては、現行制度で認められている経費に係る支援金の支給対象としない。

被災者生活再建基金が設置する運用資金の取り崩しを可能とするよう、所要の規定整備を行うこととする。

以上

## 居住安定経費のモデルケース

(単位 :万円)

上限額	現況	従前居住形態	居住確保策	解体撤去・整地費	ローン関係経費	諸経費	家賃等	支援対象経費合計
200万円	全壊	自宅	建て替え	150 ~ 210	152	38	<24>	340 ~ 400 <364 ~ 424>
			移転新築	/	152	63(144)	<24>	215 (296) <239> <(320)>
借家		移転新築	/	152	63(144)	<24>	215 (296) <239> <(320)>	
大規模半壊		自宅	補修	105	17	/	< 4>	122 <126>
50万円	全壊・大規模半壊	問わず	賃貸	/	/	6	96	102

建て替え・新築は、平成14年度住宅金融公庫災害復興住宅融資実績戸建建設費(土地取得費除く)約2,500万円をベースにモデルケースを設定。

解体撤去・整地費は実際に要する経費の7割(支援対象額)を計上。

< >は、再建・補修期間中に仮住まい(再建 :半年間、補修 :1ヶ月)をした場合の額

( )は、仲介手数料がかかる場合の額



改 正 案	現 案 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これに準ずる<u>程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものをいう。</u></p> <p>（被災者生活再建支援金の支給）</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。</p> <p>一 当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額（次号において「収入合計額」という。）が五百万円以下である<u>世帯 三百万円</u></p> <p>二 収入合計額が五百万円を超え八百万円以下である世帯であって、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの（収入合計額が五百万円を超え七百万円以下である世帯にあっては、その世帯主の年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。）又は内閣府令で定める要援護世帯であるもの <u>百五十万円</u></p> <p>（基金）</p> <p>第九条 <u>支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。</u></p> <p>2 都道府県は、<u>支援法人</u>に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。</p> <p>（地方債の特例）</p> <p>第十九条 <u>第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。</u></p> <p>附 則</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これと<u>同等の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものをいう。</u></p> <p>（被災者生活再建支援金の支給）</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。</p> <p>一 当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額（次号において「収入合計額」という。）が五百万円以下である<u>世帯 百万円</u></p> <p>二 収入合計額が五百万円を超え八百万円以下である世帯であって、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの（収入合計額が五百万円を超え七百万円以下である世帯にあっては、その世帯主の年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。）又は内閣府令で定める要援護世帯であるもの <u>五十万円</u></p> <p>（運用資金等）</p> <p>第九条 <u>基金は、支援業務の運営に必要な経費の財源をその運用によって得るために運用資金を設けるものとする。</u></p> <p>2 都道府県は、<u>基金</u>に対し、<u>前項の運用資金</u>に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>（検討）</p> <p>第二条 <u>自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。</u></p>